

【改正前】 令和4年9月30日開札分まで適用

【改正後】 令和4年10月1日以降開札分より適用

下記に示す規定については、次のとおり取り扱います。

価格による失格基準（第6条第2項）について

適用時期	令和4年9月30日 公告分 まで	令和4年10月1日 公告分 より
適用する基準	価格による失格基準は <u>予定価格に2を乗じた額を超える入札価格及び入札価格と比べて、二桁以上低い入札価格を除いた入札価格の平均価格(i)</u> とする。	価格による失格基準は <u>予定価格を超える入札価格及び入札価格と比べて、二桁以上低い入札価格を除いた入札価格の平均価格(i)</u> とする。

調査基準価格の算定式（第5条第1項第1号、第2号）について

適用時期	令和4年9月30日 開札分 まで	令和4年10月1日 開札分 より
適用する基準	調査基準価格の設定にあたっての無作為係数について、10,000分の9,950から10,000分の <u>10.050</u> の範囲内で機械が無作為に選んだ係数とする。	調査基準価格の設定にあたっての無作為係数について、10,000分の9,950から10,000分の <u>10.100</u> の範囲内で機械が無作為に選んだ係数とする。
	調査基準価格の上限値について、予定価格算出基礎額の10分の <u>9.2</u> を乗じて得た額とする。	調査基準価格の上限値について、予定価格算出基礎額の10分の <u>9.4</u> を乗じて得た額とする。

調査基準価格の算定式（第5条第1項第3号）について

適用時期	令和5年3月31日開札分まで	令和5年4月1日開札分より
適用する基準	物価資料、建設物価等の資料から予定価格を積み上げて算出しているものの調査基準価格について、予定価格に10分の <u>6.6</u> を乗じて得た額とする。	物価資料、建設物価等の資料から予定価格を積み上げて算出しているものの調査基準価格について、予定価格に10分の <u>7.5</u> を乗じて得た額とする。